

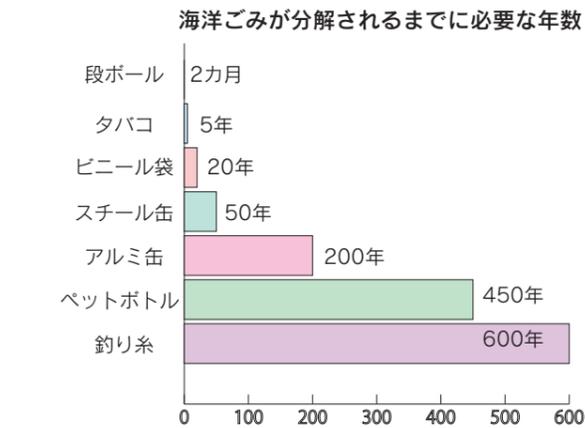
# 海洋ごみ問題

～できることから始めよう～

プラスチックによる海洋汚染を筆頭に、海洋ごみ問題は世界規模で注目されている環境問題の一つです。

海に面した本町においても、海辺に押し寄せる漂着ごみが大きな問題となっています。

今月号では、海洋ごみ問題についてご紹介します。



紙ごみや魚介類の死骸といった生物性のごみは、微生物により水や二酸化炭素、メタン等に自然分解されます。しかし、ほぼ全てのプラスチックは、微生物によつて分解されることはありません。一部は劣化により微細化して目には見えなくなつてしましますが、細かなプラスチックとして残り続けます。

左表は、海洋ごみが分解されるまでに必要な年数をまとめたものです。この表から、プラスチック製品がいかにか分解されず残りやすいかを見ることが出来ます。

## プラスチック製の海洋ごみはいつまでも残る

日本財団と環境省では、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て、6月8日（世界海洋デー）前後の期間を「海ごみゼロウィーク」として定めています。海洋ごみ削減に向け、オールジャパンで取り組みを進めています。

主な活動は次のとおりです。

- ①ごみ拾い活動  
ごみ拾い活動の呼びかけを行い、ウィーク期間中に広域で実施。
- ②ごみの調査・分析  
ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、場所ごとのごみ量や種類について分析。

## 海ごみゼロウィーク

海に流れ出たプラスチックは、紫外線や海流により粉々に砕けます。5mm以下まで小さくなったかけらはマイクロプラスチックと呼ばれ、小魚や貝等が摂食し、体内に蓄積されていきます。また、マイクロプラスチックは海中の有害物質を取り込みやすいことが分かってきており、有害物質も併せて体内に蓄積してしまいう可能性も問題視されています。

## マイクロプラスチック

ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。一人ひとりが行う小さなことも、積み重なれば海の未来を守ることができます。皆さんも、自分ができることから始めて、海ごみゼロを目指しましょう。

※お問い合わせ先  
町住民環境課(担当:志賀)

## リサイクル (再生して資源にする)

新聞紙やペットボトルのように、そのまま使うのは難しくても、分別して回収すれば、他のものを作るための資源として使えるものもあります。

## リユース (繰り返し使う)

マイ箸やマイバッグ、水筒等、何度も使用できるものを使いましょう。

## リデュース (ごみの発生量を減らす)

詰め替えの商品を選ぶ、量り売りものを買う等の方法で、ごみを減らしましょう。

## 海洋ごみを減らすには

③海洋ごみ普及啓発  
海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベント等を実施。

# 美浜発電所の状況



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

## 【新しい検査制度の特徴】

- ▶「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制委員会のチェックが行き届く検査体制  
※検査官が自由に施設内に入って予告なしに検査が可能
- ▶安全確保の観点から事業者の取り組み状況を評定
- ▶新制度を通じて、事業者が自ら安全確保の水準を向上する取り組みを促進

原子力規制委員会による新検査制度の本格運用が始まりました。

原子力規制委員会では、原子力施設に対する新しい検査制度の本格運用が、4月から開始されました。

今回の検査制度の改正は、事業者が自ら安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高めるとともに、単に基準を満たすだけでなく、施設の一層の安全性向上につながる仕組みの構築が目的とされています。

新しい検査制度では、これまでの検査の問題点を踏まえて、次の特徴をもった検査が実施されます。

## 【検査制度の改正前後の違い】

項目	改正前	改正後
①事業者自らの改善活動を促進	<b>事業者の改善を促進しない体系</b> ・事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確 ・規制機関のお墨付き主義に陥る懸念	<b>事業者の責任を明確化することで、自らの改善を促進する体系</b> ・事業者自らに検査義務等を課し、規制機関の役割は事業者の取り組みを確認するものへ
②安全活動全てが監視対象であることの明確化	<b>事業者の全ての安全活動に目が行き届かない</b> ・重複のある複数かつ混み入った形態の検査 ・法令において検査対象や検査時期が細かく決められている	<b>規制機関のチェックの目が行き届く仕組み</b> ・規制機関の全ての検査を一つの仕組みに一本化 ・検査の対象は、事業者の全ての安全活動
③リスクの観点を取り入れた検査	<b>安全上重要なものに焦点を当てにくい体系</b> ・あらかじめ決められた項目の適否をチェックする、いわゆるチェックリスト方式	<b>安全上重要なものに注力できる体系</b> ・安全上の重要度から検査の重点を設定 ・リスク情報の活用や安全実績指標の反映等を取り入れた体系 ・安全確保の視点から評価を行い、次の検査等にフィードバック
④現場の実態を確認する運用	<b>事業者の視点に影響される可能性</b> ・事業者の検査対応部門を通じた図面、記録の確認、現場巡視が中心	・検査官が必要と考える際に、現場の実態を直接に確認する運用 ・規制機関が必要とする情報等に自由にアクセスできる仕組み(フリーアクセス)を効果的に運用



▷ 5月1日に着任された  
原子力規制委員会 原子力規制庁  
美浜原子力規制事務所  
やまが さとる  
所長 山賀 悟 氏

美浜原子力規制事務所長を拝命しました、山賀悟と申します。

本年4月までは、敦賀原子力規制事務所長として勤務し、日本原子力発電(株)敦賀発電所、日本原子力研究開発機構もんじゅ、ふげんの保安検査と並行して新検査制度試運用を実施し、新しい検査方法(新検査制度)の習熟に取り組んでまいりました。

新検査制度では、フリーアクセス等により収集した発電所のリスク情報等に基づき、安全上重要な設備や活動に焦点を当て、事業者のパフォーマンスに重点を置いた検査を実施することとなります。そのため、これまで以上に、事業者の実施する会議への同席やインタビュー、情報へのアクセス等による現場作業の確認、執務室への立ち入り等を行い、ありのままの事業者の保安活動の状況を監視することにより、安全性の向上につなげていきたいと考えております。

併せて、これまでどおり分かりやすい情報発信を心がけていこうと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

## 美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25  
 ☎ 0770-32-1111(代表)  
 FAX 0770-32-1115(代表)  
 HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

### 教育委員会からのお知らせ

- 3月23日に開催された第3回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。
- 議案第8号  
美浜町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第9号  
3月27日に開催された第4回美浜町教育委員会では、次の議案を審議し、すべて議決されました。
  - 議案第3号  
美浜町学校業務改善方針について
  - 議案第4号  
部活動の在り方に関する方針について
  - 議案第9号  
区域外就学について
  - 議案第10号  
美浜町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 下水道世帯人員変更届出及び水道使用者の名義変更について

一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算しており、世帯人数に異動があった場合「転入・転出・出生・死亡等」は「世帯人員変更届出書」の提出が必要です。また、単身赴任や進学、長期入院等の特別な理由により、美浜町に住民票を置いたまま町外に転出した場合には、届出により減員することができます。ただし、減員となっていない方が世帯に戻られた際には、必ず増員の届出をお願いします。その他、水道使用者の名義を変更したいという場合には「水道使用異動届」や「下水道使用者変更届出書」の提出が必要です。

- 各種届出書につきましては、役場上下水道課窓口もしくは、町ホームページからダウンロードしていただくことができます。
- 問 町上下水道課(担当・中川) ☎ 32-1341  
 HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>  
 (トップページから「くらしの情報」の「上下水道」を選択)

● 議案第11号  
美浜町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

● 議案第12号  
令和2年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置について

● 議案第13号  
令和2年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の協議結果の尊重について

問 町教育委員会事務局 (担当・大同美) ☎ 32-6708

### 令和2年度労働保険年度更新のお知らせ

- 年度更新期間  
6月1日(月)～7月10日(金)
  - 申告・納付場所  
最寄りの労働局、労働基準監督署、金融機関
  - 電子申請  
労働保険の手続きは「電子申請」を活用いただけます。  
URL: <https://www.e-gov.go.jp/>  
※電子申請を利用するには、マイナンバーカードまたは電子証明書の取得が必要です。
- 問 厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 ☎ 03-5253-1111

### 「クールビズ」にご協力をお願いします

町の公共施設では、地球温暖化問題に対処し、環境と共生するビズネススタイルの定着を図るために、クールビズ(夏季の適正冷房による軽装勤務)を実施しています。

- 実施期間  
5月1日(金)～9月30日(水)
- 取り組み内容
  - ・ 適正冷房(28℃以上)の実施
  - ・ 適正冷房に応じた軽装(職員としての信用と品位を損わない服装)での勤務

町の公共施設をご利用いただく皆さんにも、適正冷房へのご理解とご協力をお願いします。

また、会議等のご案内をさせていただく場合に、軽装での出席をお願いすることがあります。その際には、適正冷房に応じた軽装での出席をお願いします。

- 問 町総務課(担当・山口) ☎ 32-6700



### 新型コロナウィルスの影響による納税徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の理由により納税が困難となった方は、徴収の猶予が認められる場合があります。町ホームページに、申請方法や必要書類等を掲載しておりますので、ご確認ください。

また、来庁により申請される場合は、混雑を避けるため事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

- 問 町税務課(担当・高木) ☎ 32-6702

### 消費者ホットライン188にご相談ください

消費者ホットライン188では、消費生活相談窓口を案内する等、消費生活に関するお悩み解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルについて一人で悩まず、消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

- 問 町住民環境課(担当・藤田) ☎ 32-6703



消費者ホットラインイメージキャラクター「イヤヤン」

## (仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、下記のとおり「(仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集します。

- 事業者名  
株式会社グリーンパワーインベストメント
- 対象事業  
(仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業
- 事業実施想定区域  
福井県三方郡美浜町新庄地区
- 意見・質問の提出方法  
住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱に投函するか、右記の提出先に郵送してください。  
(6月29日当日消印有効)  
※電話でのご意見、ご質問はお受けできません。
- 縦覧期間  
5月26日(火)～6月29日(月)  
(土・日・祝日を除く)
- 縦覧場所・時間
  - 町役場 1階 情報公開コーナー  
午前8時30分～午後5時15分
  - 新庄山村開発センター 1階 窓口  
午前8時30分～午後5時
- ※下記ウェブページからもご覧いただけます。  
<http://greenpower.co.jp/index.php/jp>
- 提出先  
株式会社グリーンパワーインベストメント  
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44  
赤坂インターシティ3階

※お問い合わせ先 (株)グリーンパワーインベストメント ☎ 03-4510-2100  
町エネルギー政策課(担当・山野) ☎ 32-6716

### 防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
6月17日(水) 午前10時頃	防災行政無線及び音声告知放送	<チャイム> こちらは防災美浜町です。ただ今から訓練放送を行います。 <緊急地震速報チャイム音> 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回) こちらは防災美浜町です。これで訓練放送を終わります。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎ 32-6716

- 日時 6月19日(金) 午後2時～3時
  - 会場 なびあす
  - 対象 町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族
  - 費用 無料
  - 定員 2人(事前申し込み)
- 問 町健康福祉課(担当・藤木)  
☎32-6704

**教室・講座・説明会等**  
もの忘れ相談会を開催します

- 提出期限 6月30日(火)消印有効
  - 提出書類
    - ・現況届
    - ・受給者(保護者)の健康保険被保険者証(写)
- 問 町健康福祉課(担当・浜野)  
☎32-6704
- 「児童手当・特例給付現況届」の提出をお願いします
- 児童手当等の現況届は、前年の所得と6月1日現在における児童の養育状況等を確認するものです。6月分以降の支給を受けるために必要ですので、必ず期限までに持参または郵送で提出をお願いします。

- 日時 6月26日(金) 午前10時～11時
  - 会場 はあとびあ1階 けんこうひろば
  - 講師 小豆澤かおり氏(骨盤ボディメイクインストラクター)
  - 対象 産後3カ月以上の町内在住の親子10組
  - 申込 6月8日(月)から24日(水)まで
- 問 子ども・子育てサポートセンター(担当・河村) ☎32-0192
- 子ども・子育てサポートセンターの催しをお知らせします
- 育児講座
  - ◆「救急救命士さんのおはなし」
  - 日時 6月10日(水) 午前10時～11時
  - 会場 子ども・子育てサポートセンター(はあとびあ内)
  - 講師 美浜消防署救急救命士
  - 対象 どなたでも
  - 内容 家庭で起こりやすい乳幼児の事故や万が一のときの対処法、AEDの扱い方について学びます。
  - 申込 5月25日(月)から6月8日(月)まで
  - ◆「産後ママのための骨盤体操」

## 生活習慣病予防健診 及び がん検診の中止・延期について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を予定していた集団健診及び個別健診について、下記のとおり中止・延期といたします。

### ■集団健診

健診日程	対応
4月30日(木)	中止
5月16日(土)	
5月22日(金)	
6月9日(火)	
6月27日(土)	

### ■個別健診

健診日程	対応
5月～	当面の間、延期



- ※健診の再開にあたっては、実施開始時期の目途が立ち次第、個別に案内を送付します。
- ※健診の延期に伴い「受診券」及び「がん検診無料クーポン券」の送付についても見合わせている状況です。

受診を希望される皆さまには大変なご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・大井) ☎32-6704

## 町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯を支援します！

町では、若者の町内定住促進と活力あるまちづくりを促進させることを目的に、町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯に対して家賃の一部を助成します。

- 申込開始日 5月22日(金)～  
※令和2年4月1日から5月21日までの間に町内の民間賃貸に入居している世帯も対象
  - 募集件数 10件
  - 補助額 家賃から住居手当等を引いた額の1/3(千円未満切り捨て)  
※上限は月額20,000円
  - 補助期間 最長24カ月
  - 補助金交付 年2回の振り込み
- 対象世帯
- 新婚世帯 夫婦の満年齢の合計が80歳未満の婚姻届出後3年以内の世帯(再婚者も含む)であって、夫婦が同居している世帯
  - 子育て世帯 夫婦と満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が生計を一にし、同居している世帯
  - その他 申請書類や詳細な条件等については、町HPをご覧ください。ただ、下記までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・宮下) ☎32-6707

## 戦没者等のご遺族の皆様へ 第11回特別弔慰金が支給されます

### ■特別弔慰金の趣旨

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。第11回特別弔慰金については、償還額が年5万円で5年ごとに国債を交付することとしています。

### ■支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族の方一人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### ■請求期間

令和5年3月末まで

※期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けられなくなりますので、ご注意ください。

### ■請求に必要な書類等

- 請求書類等(町健康福祉課窓口で入手)
  1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
  2. 第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
  3. 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- 戸籍書類等 過去の特別弔慰金請求の有無等の状況により、提出書類が異なるため、詳しくは町健康福祉課にお問い合わせください。



※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・西野) ☎32-6704